

トレッドウェイ委員会支援組織委員会 (Organizations of the Treadway Commission、以下COSO)は2013年 に内部統制システムの整備・運用の 指針となる17原則を定義しました。

そのうちの原則8では「組織は内部 統制の目的の達成に対するリスクの 評価において、不正の可能性について 検討する」と述べられています。

2016年9月にはCOSOおよび公認 不正検査士協会(ACFE)の共著により、「不正リスク管理ガイド(Fraud Risk Management Guide)」が公表 され、不正リスク管理原則2において 「組織は、具体的不正スキームとリスク を識別し、不正の発生可能性と重大 性を測定し、既存の不正対策活動を 評価し、不正の残存リスクを軽減する 対策を実施するため、統合的な不正 リスク評価を実施する」と述べられて います。

虚偽の非財務報告も管理すべき不正 に含まれていることから、企業は品質 保証に係る虚偽の報告について、 リスク評価を定期的に実施し、必要な リスク低減策を講じていくことが求めら れています。 近年、品質に関する規格(ISOをはじめとした第三者認証など)を取得している企業においても、品質関連データの偽装(改ざん・ねつ造など)が多発しています。その背景として、不正リスクの評価と不正を予防・発見するための統制の整備・運用が十分でないことが挙げられます(下記参照)。

EY Japan Forensics は、現場で運用されているプロセス(フロー)を確認・整理した上で、品質関連データの偽装が発覚した企業の問題点や不正リスク対応に係る専門的知見をもとに、統制の有効性評価などを支援します。

企業の認識(例)

自社の品質マネジメントシステム (QMS)はISOを取得しているので 品質不正リスクには 十分に対応できている

品質監査や内部監査で モニタリングを実施しているため 問題はない

品質関連データは各部署で 管理しているので何かあっても 迅速に対応できる

現場の問題点はQCサークルなどで検討され、必要な改善が 講じられている

不正が発生した企業の傾向(例)

ISOでは不正リスクが十分に考慮 されていないため、有効な統制が 整備されていなかった

不正リスクを考慮したモニタリング が実施されておらず、統制の不備 を発見できなかった

品質関連データが各部署で 非体系的に記録・保管されており、 トレースバックできない状況だった

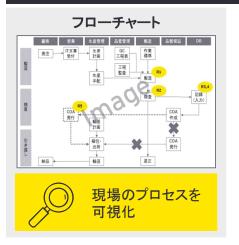
現場では「問題=コスト削減や 業務の効率化」という認識であり、 不正リスクが放置されていた



品質関連データの改ざん・ねつ造

サイレントチェンジ

成果物イメージと期待される効果(統制の整備に関する有効性評価の場合)







支援プラン(例)

支援		概要	プランA (1のみ)	プランB (1+2)	プランC (1+2+3)
1	統制の整備に関する 有効性評価	ヒアリングや現場確認に基づき、統制の 整備上の課題を整理	•	•	•
2	統制の運用に関する 有効性評価	サンプルベースで証憑および関連資料の確認やトレースバックなどを実施		•	•
3	品質インテグリティに 関する意識調査	品質保証担当者などを対象にアンケートや ワークショップなどを実施			•



上記のほか、貴社のご要望に応じて、品質不正・データ偽装リスク対応に係る柔軟な支援を提供することが可能です

お問い合わせ先 EY新日本有限責任監査法人 Forensic & Integrity Services (Forensics) TEL: 03 3503 3292(東京) TEL: 06 6940 0100(大阪) Email: forensics@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world 〜より良い 社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)として います。クライアント、人々、そして社会のために長期 的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、 税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question)をすることで、新たな解決策を導きます。 EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-IIcをご覧ください。

© 2024 Ernst & Young ShinNihon LLC. All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp